



だより  
労基署

第 159 号  
R2. 10. 29

11  
月  
は

「過労死等防止啓発月間」  
「労働保険適用促進月間」

## 「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

令和2年度過重労働解消キャンペーンの概要

- 1 実施期間 令和2年11月1日(日)から11月30日(月)までの1か月間
- 2 実施事項(具体的な取組)
  - (1) 長時間労働が疑われる事業場等への重点的監督指導を実施します
  - (2) 過重労働解消相談ダイヤル(無料)を開設し、相談に対する助言を行います。  
【フリーダイヤル】0120-794-713  
【実施日時】令和2年11月1日(日)9:00~17:00
  - (3) 過重労働解消のためのセミナーを開催します  
企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、オンラインによる「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を開催します。  
【開催日時】令和2年10月~12月  
【専用ホームページ】<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>
  - (4) 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します  
過労死等防止対策推進法に基づき、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間の事業としてシンポジウムを開催します。  
【開催日時】令和2年12月4日(金)13:30~15:30  
【会場】TKP ガーデンシティ鹿兒島中央 3F 薩摩ホール  
(鹿兒島市中央町26-1 南国アネックス)  
【基調講演】「コロナ禍時代、リモートワークに伴う過労死予防のあり方」
  - (5) 主要経済団体及び労働組合に対し労働局長要請等を行います

## 【平成31年4月から令和2年3月までの立入調査結果(名瀬監督署管内)】

1. 立入調査の実施事業場: 301事業場(支援業務を除く)  
このうち、201事業場(全体の66.8%)で労働基準法等の法令違反あり。
2. 主な違反内容[1のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
  - ① 違法な時間外労働があったもの: 62事業場(20.6%)  
時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの: 7事業場(11.2%)。うち月100時間を超えるもの: 6事業場(9.6%)
  - ② 賃金不払残業があったもの: 28事業場(9.3%)
  - ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの: 2事業場(3.2%)
3. 主な健康障害防止に係る指導の状況  
[1のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
  - ① 過重労働による健康障害防止措置が不十分のため改善を指導したもの: 25事業場(40.3%)。うち、時間外・休日労働を月80時間※以内に削減するよう指導したものの: 9事業場(14.52%)  
※ 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。
  - ② 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの: 18事業場(8.9%)

働き方改革関連の各種様式・リーフレット

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322\\_00001.html#h2\\_free4](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html#h2_free4))

鹿兒島県の最低賃金  
1時間 793円

名瀬労働基準監督署

TEL 0997-52-0574  
FAX 0997-52-6869